

7 第3期協働によるまちづくり推進計画

第2期推進計画を振り返り、アンケートや計画策定委員会、まちづくりフォーラム※、職員ワーキング等から出された意見や課題に基づき、第3期推進計画を策定するための考え方を次のとおり整理しました。

(1) 協働によるまちづくりを進めるための3つの視点

◎地域の包括的な支援体制のもと、地域共生社会の実現

地域における日常生活の維持に向けた取組の推進のために、地域に暮らす人たちが共に支え合い、課題を解決する力の再構築が急がれます。自分が暮らす地域に関心を持ち、誰もが「自分ごと」ととらえて支え合いの地域づくりを進めるためには、つながりを再生することが必要となっています。

今後も住んでいる地域で安心して住み続けられるように、それぞれの地域において日常生活を支える様々な機能を維持する取組が必要です。

◎多様な主体の参画と、連携・分担

地域課題が多様化し、課題解決の取組にも多面性が求められてきます。そのため、行政の支援にとどまらず、専門性を持った人材がかかわることが不可欠となってきます。

誰もがつながりやすい環境づくりは、若い世代（次世代）の巻き込みにも有効です。今後のまちづくりの推進に当たっては、多様な主体の参画を促し、連携・分担することが必要となります。

地域内の若年層を始めとした幅広い年齢層やNPO※などの市民団体や事業者のほか在住外国人などの新たな担い手の参画を促し、その行動力や専門性を課題解決へつなげる仕組みが必要です。

◎遠隔でもつながることができる環境づくり

新型コロナウイルス感染症対策により、人が集まることが困難になりました。さらに、感染症や災害、異常気象が発生した場合においても、つながることができるまちづくりの推進が重要です。そのような中で、情報通信技術を活用した、遠隔でもつながることができる環境づくりが必要となります。

これまでのやり方で中止や延期をし、立ち止まっている事業について、ICTを活用したオンラインの利用促進など創意工夫により推進していくための支援が急務です。



- ★視点1：多様な主体の参画を促す仕組みづくり
- ★視点2：次世代の巻き込みによるまちづくりの継承
- ★視点3：つながりを維持・強化できる環境づくり

(2) 第3期推進計画の基本方針

これまでに整理した課題を解決するため、これまで進めてきた「協働によるまちづくり」を深化させるとともに、より多くの地域住民や、地域内外を問わず、より多様な主体の参画を促し、今後の人口減少や少子・超高齢化社会を見据えた地域づくりを進めるため、「協働による 持続可能なまちづくりの推進」を第3期推進計画の基本方針と位置づけます。

「協働」については、市民、まちづくり活動団体及び市がお互いを理解し、信頼するとともに、自立性を尊重して、共通する目的に対し協力すること（条例第2条第5項）をいいます。

「持続可能なまちづくり」については、自分たちが暮らすまちや社会を見つめ直すとともに、これまで積み重ねてきたまちづくりから、もう一歩進んでみんなで考え、つくっていく（まちの再生）という思いを込めています。

住民やまちづくり活動団体、事業者、行政などによる「協働」のもと、「経営」の手法を用いながら、3つの視点を踏まえて、協働による持続可能なまちづくりを推進していきます。

〔基本方針〕

第3期協働によるまちづくり推進計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）
「協働による 持続可能なまちづくりの推進」

第2期協働によるまちづくり推進計画（平成28（2016）年度～令和2（2020）年度）
「つながりを大切にした協働によるまちづくりの実践」

第1期協働によるまちづくり推進計画（平成24（2012）年度～平成27（2015）年度）
「協働型市役所の確立に向けて」

協働によるまちづくりを推進するに当たり、多様な特性を持つ本市では、各地域、各団体とも、その状況は千差万別です。

各々の状況に応じた課題解決のプロセスを踏むことで、将来にわたって持続可能なまちづくりの体制を確立していくことが重要となってきます。そこで、持続可能なまちづくりの体制が確立された上で、さらに、その先に、外部団体との連携による新たな取組や、コミュニティビジネスのように地域課題解決のためにビジネス手法を用いる事業の実施など、まちづくり活動のさらなる発展が期待されます。

第3期推進計画では、この「協働による 持続可能なまちづくりの推進」をテーマに、推進する仕組みごとに施策の方向性を定め、協働による持続可能なまちづくりの推進に取り組んでいきます。

(3) 第3期推進計画の体系

複雑化・多様化する地域課題に的確に対応し、協働による持続可能なまちづくりを実現するために、次のとおり5つの推進する仕組みごとに13の施策の方向性を位置づけ、それぞれの取組を進めていくこととします。

基本原則	推進する仕組み	施策の方向性
1 誰でもまちづくりに取り組むことができます 2 互いの自主性を尊重しながら取り組みます 3 互いの自立性を尊重し、対等な関係で取り組みます 4 それぞれの地域性を大切にして取り組みます 5 情報の共有を図りながら取り組みます 6 互いに信頼関係を築いて取り組みます 7 次代につながる人づくりをしながら取り組みます	(1) めざすまちに向かって	■協働の理念共有 ■協働によるまちづくりの実践・成果の共有
	(2) 特性を生かしたまちづくり	■協働による持続可能なまちづくりを支える環境整備 ■コミュニティビジネスの普及と推進 ■地域課題解決に向けた円卓会議の推進
	(3) 情報発信による信頼関係づくり	■受け手の立場に立った情報発信・共有の推進
	(4) 人づくり	■知識・技能をまちづくりにつなげる ■若い世代が参加しやすい機会づくり ■リーダーシップを発揮する人材の育成支援 ■人材を見いだすための交流の場や機会の提供 ■協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員の育成
		■互いを知り合う場の充実 ■市による評価及び支援
	(5) 評価及び支援	